

青森県報

号外第百十号

令和三年
十二月十七日
(金曜日)

目次

○大規模小売店舗の変更の届出	(商工政策課)	一
○右	同	二
○右	同	三
○右	同	四
○右	同	五
○右	同	六
○右	同	七
○右	同	七
○右	同	八
○右	同	九
○右	同	〇

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドリームタウンALi
青森市浜田三丁目一の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社
東京都中央区八重洲一丁目二の一
代表取締役 梅田圭
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
青山商事株式会社 青森県福山市王子町一丁目三の五 代表取締役 青山理	変更なし	
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野靖二	変更なし	
株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山七七一の一 代表取締役 柳井正	株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山一〇七一一の一 代表取締役 柳井正	令和 二・七・二七
株式会社ライトオン 茨城県つくば市小野崎二六〇の一 代表取締役 藤原祐介	変更なし	
ワイエス株式会社 八戸市大字廿三日町二 代表取締役 吉田誠夫	変更なし	
株式会社アルカスインターナショナル 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一 代表取締役 内山誠一	変更なし	
株式会社エービーシー・マート 東京都渋谷区神南一丁目一一の五 代表取締役 野口実	変更なし	

トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社 東京都中央区築地五丁目六の四 代表取締役 ヴァンサン・ネリアス	株式会社ポーラ 東京都品川区西五反田二丁目二の三 代表取締役 竹永美紀	株式会社赤とんぼ 青森市新町二丁目二の五 代表取締役 夏目俊紀	平野佳奈子 青森市奥野一丁目二の一八	株式会社ストライプインターナショナル 岡山県岡山市北区幸町二の八 代表取締役 立花隆央	株式会社ミルク 青森市小柳五丁目一八の六 代表取締役 工藤成祥	株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目一九の一〇 代表取締役 吉田直樹	株式会社ジーユー 山口県山口市佐山七七一の一 代表取締役 柚木治	株式会社ジーユー 山口県山口市佐山一〇七七一の一 代表取締役 柚木治	令和 二・七・一七
変更なし	株式会社ポーラ 東京都品川区西五反田二丁目二の三 代表取締役 及川美紀	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし		

四 届出年月日

令和三年十一月二十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和三年十二月十七日から令和四年四月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年四月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ五所川原

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麴町五丁目の一

代表取締役 辻田泰徳

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	変更なし	
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・七
株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村浩一	変更なし	
株式会社セリア 岐阜県大垣市外測二丁目三八 代表取締役 河合映治	変更なし	
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二四条東二〇 丁目一の二一 代表取締役 八幡政浩	変更なし	

四 届出年月日

令和三年十一月二十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

令和三年十二月十七日から令和四年四月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年四月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ黒石

黒石市富士見一〇九の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麴町五丁目の一

代表取締役 辻田泰徳

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	変更なし	

五 届出書の縦覧
四 届出年月日
令和三年十一月二十二日

株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・一七
成田孝之 弘前市大字土手町二四の一	変更なし	
株式会社NHCC 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目 三五の二二 代表取締役 鈴木貞男	変更なし	
株式会社チヨダ 東京都杉並区荻窪四丁目三〇の一 代表取締役 杉山忠雄	株式会社チヨダ 東京都杉並区荻窪四丁目三〇の一 代表取締役 町野雅俊	令和 三・五・二〇
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野靖二	変更なし	
株式会社横浜フアーマシー 弘前市大字末広二丁目二の二〇 代表取締役 荒川孝男	変更なし	
株式会社アルカスインターナショナル 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一 代表取締役 内山誠一	変更なし	
株式会社トータル・リユース 岩手県釜石市上中島町二丁目二の 三三 代表取締役 伊瀬幸郎	変更なし	
大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八 の二 代表取締役 伊藤光博	大和ハウスリアルティマネジメン ト株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八 の二 代表取締役 伊藤光博	令和 三・〇・一
工藤久敦 弘前市大字泉野三丁目四の一	変更なし	

- 1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び黒石市役所
 - 2 期間
令和三年十二月十七日から令和四年四月十七日まで
 - 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。
 - 六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
 - 1 提出期限
令和四年四月十七日
 - 2 提出先
青森県商工労働部商工政策課
 - 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由
 - 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。
- ~~~~~
- 大規模小売店舗の変更の届出**
- 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。
- 令和三年十二月十七日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ八戸沼館

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八 の二 代表取締役 藤田勝幸	大和ハウスリアルティマネジメン ト株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八 の二 代表取締役 伊藤光博	令和 三・二〇・一 (名称) 三・四・一 (代表者)
変 更 後	大和ハウスリアルティマネジメン ト株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八 の二 代表取締役 伊藤光博	大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八 の二 代表取締役 藤田勝幸	令和 三・二〇・一 (名称) 三・四・一 (代表者)
変更 年月日			

三 届出年月日

令和三年十一月二十二日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和三年十二月十七日から令和四年四月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和四年四月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ十和田南

十和田市東五番町一三九の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 一 代表取締役 柳井隆博	三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 一 代表取締役 柳井隆博	令和 三・四・一
変 更 後	三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 一 代表取締役 柳井隆博	三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 一 代表取締役 柳井隆博	令和 三・四・一
変更 年月日			

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社長吉屋 三沢市松園町三丁目二の七 代表取締役 吉田貢	変更なし	
変 更 後	株式会社西松屋チェイン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村禎史	株式会社西松屋チェイン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村浩一	令和 二・八・三
変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	三・五・七
変 更 後	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野靖二	変更なし	
変更 年月日			

四 届出年月日

令和三年十一月二十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

令和三年十二月十七日から令和四年四月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年四月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

洋服の青山ダイソー&アオヤマー〇〇円プラザ弘前店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 一 代表取締役 柳井隆博	三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 一 代表取締役 柳井隆博	令和 三・四・一

三 届出年月日

令和三年十一月二十二日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和三年十二月十七日から令和四年四月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年四月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

シンフォニープラザ沼館

八戸市沼館四丁目一の一一一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 一 代表取締役 柳井隆博	変 更 後	三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 一 代表取締役 柳井隆博	変 更 年月日	令和 三・四・一
-------	--	-------	---	------------	-------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八 の二 代表取締役 藤田勝幸	変 更 後	大和ハウスリアルティマネジメン ト株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八 の二 代表取締役 伊藤光博	変 更 年月日	令和 三・〇・一 (名称) 三・四・一 (代表者)
株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 岡田義則	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 遠藤義行	三・三・一			

四 届出年月日

令和三年十一月二十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和三年十二月十七日から令和四年四月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年四月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

十和田西複合商業施設

十和田市西二十三番町一七二の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	第一リース株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目二の六 代表取締役 長津克司	第一リース株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目二の六 代表取締役 吉田勝彦	令和 三・四・一
変更前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・七

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・七
変更前	株式会社サンドラッグ 東京都府中市若松町一丁目三八の 代表取締役 貞方宏司	変更なし	

四 届出年月日

令和三年十一月二十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

令和三年十二月十七日から令和四年四月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年四月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

いとく浜の町店

弘前市大字浜の町西一丁目五の二一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	第一リース株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目二の六 代表取締役 長津克司	第一リース株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目二の六 代表取締役 吉田勝彦	令和 三・四・一
変更後			年月日

株式会社伊徳 秋田県大館市清水四丁目四の一五 代表取締役 塚本徹	変更なし
--	------

三 届出年月日

令和三年十一月二十四日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和三年十二月十七日から令和四年四月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年四月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングパークむつ

むつ市中央一丁目一四九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二 代表取締役 藤田勝幸	大和ハウスリアルティマネジメン ト株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二 代表取締役 伊藤光博	令和 三・〇・一 (名称) 三・四・一 (代表者)
有限会社コンノ むつ市金谷二丁目一六の一 代表取締役 紺野健治	変更なし	
株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇八 代表取締役 岡田義則	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇八 代表取締役 遠藤義行	令和 三・三・一
株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 荒川孝男	変更なし	

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇八 代表取締役 岡田義則	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇八 代表取締役 遠藤義行	令和 三・三・一
株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 荒川孝男	変更なし	

株式会社オーランド・オプテカルの宮城県柴田郡大河原町字新東二六の一 代表取締役 小島俊夫	株式会社オーランド・アセットの宮城県柴田郡大河原町字新東二六の一 代表取締役 小島俊夫	令和 三・四・三
株式会社しまむら 一 九 の 四 代表取締役 北島常好	株式会社しまむら 一 九 の 四 代表取締役 鈴木誠	三・一・二四 (住所) 三・五・二四 (代表者)

四 届出年月日

令和三年十二月一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

令和三年十二月十七日から令和四年四月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和四年四月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ青森西バイパス店・ユニクロ青森三好店

青森市大字石江字三好二丁目二の二二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 エムエル・エステート株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目二の六 代表取締役 石山博英	変更後 エムエル・エステート株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目二の六 代表取締役 松井雅人	変更 令和 三・六・一
変更前 株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 荒川孝男	変更後 変更なし	変更 年月日

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 荒川孝男	変更後 変更なし	変更 年月日
変更前 株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山七七一の一 代表取締役 柳井正	変更後 株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山一〇七一一の一 代表取締役 柳井正	令和 二・七・七

四 届出年月日

令和三年十二月一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和三年十二月十七日から令和四年四月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年四月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円